

2021年度 新潟市空き家活用推進事業

用途別概要

2021年（令和3年）4月26日（月）から先着順で申請受付

流通促進活用タイプ 跡地活用

手続きの際は、補助金交付要綱及び用途別概要を必ずご確認ください。
補助金の交付決定を受ける前に空き家の解体又は未接道地の購入をした場合は対象となりませんのでご注意ください。

1. 目的

管理不全空家の予防及び地域周辺の住環境向上のため、跡地活用のために未接道地の空き家の解体及び当該未接道地を購入する方について、その解体工事費及び未接道地購入費の一部を補助します。（法人は解体工事費の一部を補助します。）

2. 補助率・補助上限額等

用途	補助率	補助上限額
跡地利用	補助対象経費の 1/3	50万円

3. 補助対象要件

補助対象となる空き家の要件

- 市内に現存する建築物で、申請日前3か月以上の間そのすべてが人の居住又は使用に供されていない建築物であること
- 過去に居住又は使用に供されたことがあること
- 過去に本事業の補助金の交付を受けていない建築物（長屋の場合、一つの区分所有部分）であること
- ◎未接道地（2ページの要件をみたすもの）に現に存するものであること
- ◎建設工事完了の日から起算して15年を経過したもの
- ◎申請者等の居住又は使用に供されたことがないこと
- ◎申請者等が所有しているものでないこと
- ◎建物全部登記事項証明書、固定資産税明細書又は固定資産課税台帳（名寄帳）により所在、建築年及び床面積等が確認できること
- ◎申請者等が要綱第9条に規定する補助金の交付決定以降、かつ、要綱第12条に規定する実績報告の提出までに対象解体工事を実施する予定のもの
- ◎令和3年4月1日以降に「新潟市健幸すまいリフォーム助成事業」の補助金交付を受けていない又は受ける予定のないもの

3. 補助対象要件（続き）

未接道地の要件

現に空き家が存する民有地で、以下に掲げる要件を満たすものとする。

- ア 申請者等が所有している土地でないこと
- イ 令和3年4月1日以降に分筆等により未接道地になった土地でないこと
- ウ 空き家の所在地であることが建物全部事項証明書、固定資産税明細書又は固定資産課税台帳（名寄帳）で確認できるものであること
- エ 建築基準法第42条に定める道路に2m以上接していない土地であること
- オ 幅員2m以上の通路（建築基準法第42条第1項及び第2項に定める道路を除く）に2m以上接していない土地であること
- カ 申請者等が要綱第9条に規定する補助金の交付決定以降、かつ、要綱第12条に規定する実績報告の提出までに購入するもの

※ 申請者等：申請者及び未接道地の購入等を共同名義で行う場合の申請者以外の共同名義人（以下「共同名義人」）

申請者等の要件

- ◎新潟市内に居住する又は要綱第12条に規定する実績報告書の提出までに居住する個人、もしくは新潟市内に設立している法人であること
- 市税を完納していること
- 世帯を同一にする者を含めて、新潟市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- 補助事業を行う空き家の申請者以外の所有者から、補助事業の実施について承諾を受けていること

補助事業の要件

- ◎跡地を活用するために未接道地に存する空き家の対象解体工事を行い、当該未接道地を購入すること
 - ◎空き家解体後の跡地を適正に管理し、周辺住民の居住環境を悪化させないように努めること。また法人で、空き家解体後の跡地を売却・賃貸する際には、売却・賃貸により周辺住民の居住環境を悪化させるようなことがないように努めること。
- 【補助対象となる解体工事の要件（対象解体工事）】**
- ◎空き家のすべてを解体し、更地とする工事であること
 - ◎市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（工事見積書の内訳証明書及び領収書において市内の住所が確認できるものに限る。）又は市内に住所を有する個人事業主に発注するものであること。ただし、法人の場合は、対象解体工事は自社によるものでないこと。

補助対象経費

- 【個人の場合】**
補助の対象となる経費は未接道地の購入及び当該未接道地に存する空き家の対象解体工事に係る経費※で、以下①～⑤に掲げるものを除く
- 【法人の場合】**
補助の対象となる経費は当該未接道地に存する空き家の対象解体工事に係る経費※で、以下①～⑤に掲げるものを除く
- ①消費税及び地方消費税相当額
 - ②契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料
 - ③未接道地以外の土地の購入費
 - ④家具、電化製品、暖房器具及び照明器具等の物品の処分に係るもの
 - ⑤その他補助の対象として市長が不適当と認めるもの

※対象解体工事に係る経費の上限額（空家の延床面積×27,000円）を超える場合は上限額以内の額

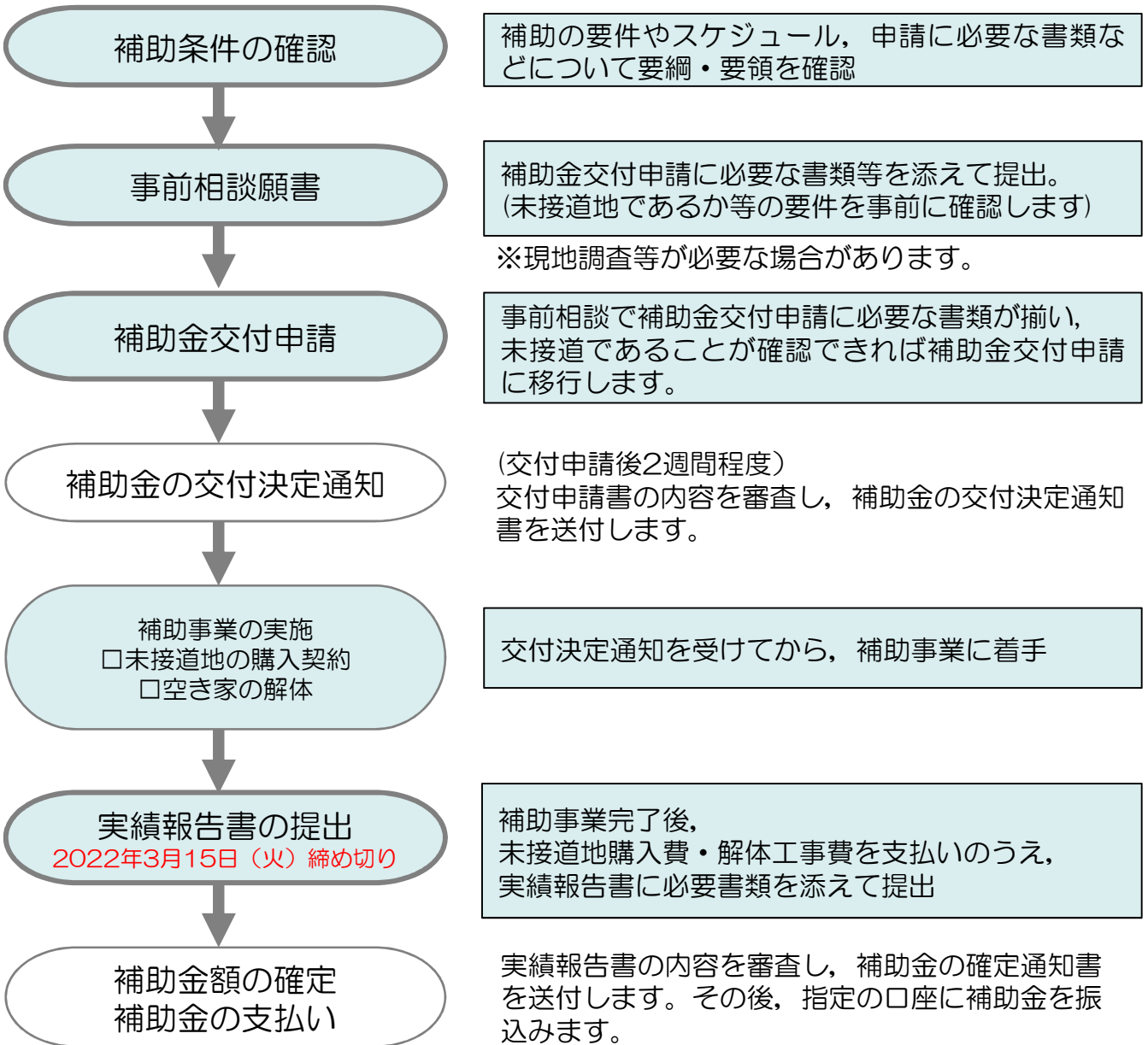
4. 手続きに必要な書類

事前相談時に必要な書類	提出先：住環境政策課
①事前相談願書（要領別記様式第2号） ②補助金交付申請書及びその添付書類	
補助金交付申請時に必要な書類	提出先：住環境政策課
①補助金交付申請書（要領別記様式第1号 第一面～第三面） ②当該空き家の対象解体工事に係る工事見積書（請負契約書）の内訳証明書（要領別記様式1号の2）等 ③当該未接道地の購入に係る見積書（売買契約書）の内訳証明書（要領別記様式1号の3）等 ④当該未接道地及び空き家の全景写真（事前相談日前2週間以内に撮影されたもの） ⑤当該未接道地と道路又は通路、及び隣接地の現況が確認できる写真（事前相談日前2週間以内に撮影されたもの） ⑥当該未接道地が第3条第1項第2号の規定の要件を満たしていることが確認できる以下の書類 ア 当該未接道地及び隣接地の所有者が確認できる土地全部事項証明書及び公図の写し イ 当該空き家の建物全部登記事項証明書、固定資産税明細書又は固定資産課税台帳（名寄帳）の写し ウ 当該未接道地の形状、未接道地に接している道路又は通路の接道長さ及び幅員、並びに空き家の配置のわかる現況図 ⑦法人の場合は、法人の登記事項証明書 ⑧その他市長が必要と認めるもの （長屋の場合） ⑧直接行き来できない間仕切壁により構造上区分され、独立して居住等の用に供していることが確認できる図面	
実績報告書の提出時に必要な書類	提出先：住環境政策課
①実績報告書（要領別記様式第3号） ②個人の場合は、申請者等の住民票の写し又は住民基本台帳の情報を市が閲覧することについての同意書 ③当該未接道地の購入に係る売買契約書の写し ④当該未接道地の購入に要した費用の領収書の写し ⑤当該未接道地の土地全部事項証明書の写し（補助事業者へ所有権移転登記完了後のもの） ⑥当該空き家の解体工事請負契約書の写し ⑦当該空き家の解体工事に要した費用の領収書の写し ⑧未接道地が更地になったことが確認できる写真 ⑨その他市長が別に定める書類 （交付申請の内容に軽微な変更があった場合） ⑩変更の内容が確認できる書類	

5. 手続きの流れ

○手続きの流れは下記の通りとなります。

…申請者の行う手続き等



※補助金の交付決定を受ける前に空き家の購入，空き家への居住及びリフォーム工事を実施した場合，又は実績報告が締め切りまでに提出されない場合は，交付対象となりません。

※補助金交付申請書の提出後，内容に変更が発生した場合は，すみやかに住環境政策課へご相談ください。(変更の手続きが必要になる場合があります。)

6. お問い合わせ

制度の概要・補助金交付申請の受付

新潟市 建築部 住環境政策課

新潟市中央区古町通7-1010
新潟市役所 ふるまち庁舎6階

☎ 025-226-2815

申請様式・要綱・要領のダウンロードなど
詳細情報は，新潟市ホームページ内で

空き家活用

検索